

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付要綱（復興  
庁）

復本第 1 6 0 6 号

平成 28 年 12 月 19 日

内閣総理大臣決定

復本第 5 9 8 号

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

（通則）

第 1 条 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）のうち復興  
庁所管事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の  
範囲内において交付するものとし、福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26  
年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25  
文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地  
第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」とい  
う。）、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱  
（平成 28 年 12 月 19 日付け復本第 1605 号。以下「実施要綱」という。）、補  
助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以  
下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他  
の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に規定するところによるものとす  
る。

（交付の目的）

第 2 条 交付金は地方公共団体に交付し、実施要綱第 3 に規定する道路等側溝  
堆積物撤去・処理支援事業計画（以下「道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業  
計画」という。）に基づく実施要綱第 5 に規定する事業等を実施することを目  
的とする。

（交付先）

第 3 条 交付金は、地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第 4 条 実施要綱第 5 の 1 に規定する基幹事業（以下「交付対象基幹事業」とい  
う。）及び実施要綱第 5 の 2 に規定する効果促進事業等（以下「交付対象効果

促進事業」という。)とする。

(交付額の算定方法)

第5条 内閣総理大臣は、実施要綱第7により地方公共団体に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。交付対象経費は、別添のとおりとする。

2 交付対象事業に要する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された交付額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

A：交付対象基幹事業の交付額

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画様式1-4に記載した交付対象基幹事業の交付対象事業費に1/2を乗じて得た額

B：交付対象効果促進事業等の交付額

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画様式1-4に記載した交付対象効果促進事業の交付対象事業費の総和に1/2を乗じて得た額

(事前着手)

第6条 次条による交付の申請及び第8条による交付の決定前に、実施要綱第10の2による交付申請及び交付決定前の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業の実施の承認を通知する様式は、別記様式1によるものとする。

(交付申請)

第7条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、別に通知する日までに、内閣総理大臣に対し、交付申請書（別記様式2）に必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第8条 内閣総理大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式3）するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第9条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣に内容変更承認申請書(別記様式4)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知(別記様式5)するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、内閣総理大臣に申請取下書(別記様式6)を提出しなければならない。

(交付対象事業の廃止)

第11条 交付申請者は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、内閣総理大臣に事業廃止承認申請書(別記様式7)を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第12条 交付申請者は、交付決定を受けた事業が道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、内閣総理大臣に事業遅延報告書(別記様式8)を提出しなければならない。

(概算払)

第13条 地方公共団体又は地方公共団体の組合は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式9の概算払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、交付金について予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が整った日以降に行うことができるものとする。

(状況報告)

第 14 条 交付申請者は、適正化法第 12 条の規定による遂行の状況の報告について、内閣総理大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第 15 条 内閣総理大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 16 条 交付申請者は適正化法第 14 条の規定による実績報告については、全ての交付対象事業が完了した日（第 11 条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 1 ヶ月を経過した日又は全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に実績報告書（別記様式 10）を提出して行うものとする。

2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに実績報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金額の確定等)

第 17 条 内閣総理大臣は、適正化法第 15 条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式 11）を通知するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 内閣総理大臣は、第 17 条による報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合

させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

(交付金の返還)

第 19 条 内閣総理大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

(交付金の返還の期限)

第 20 条 適正化法第 18 条第 1 項及び第 2 項の決定による交付金の返還の期限については、同条第 1 項の場合にあっては、交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、同条第 2 項の場合にあっては、原則として第 18 条による額の確定の通知の日から 20 日以内とする。

(交付対象事業の検査等)

第 21 条 内閣総理大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第 23 条第 1 項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 適正化法第 23 条第 2 項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式 12 によるものとする。

(財産の管理等)

第 22 条 交付申請者は、交付金事業の実施（交付金事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 交付申請者は、取得財産等について、別記様式 13 による取得財産等管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 交付申請者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に別記様式 14 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 23 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、内閣総理大臣が定める機械及び重要な器具並びに内閣総理大臣が交付金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、内閣総理大臣が別に定める期間とする。

3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第 24 条 交付申請者は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 25 条 内閣総理大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする、

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別添

交付対象経費		
経費区分	内容	
1. 撤去作業費	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物の掻き出しに係る経費</li> <li>・吸泥車による吸引及び輸送費</li> </ul>
2. 放射能濃度測定費	放射能濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査、試料の採取及びその検査など適切な放射能濃度測定に係る経費</li> </ul>
3. 現場保管費及び仮置場関係費	現場保管、仮置場設置・返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土嚢、フレキシブルコンテナ等材料費</li> <li>・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納費（堆積物の分別、脱水等の必要な措置に係る費用を含む）</li> <li>・灌木の刈払等現場保管に係る必要な造成費</li> <li>・土工費等撤去堆積物の現場保管に係る経費</li> <li>・汎用品による芝張り等必要な原状回復費</li> <li>・仮置場の土地賃借料</li> <li>・仮置場の設置の際に最低限必要となる進入路や地盤の形状を整地するための造成費</li> <li>・仮置場の立木等に係る補償費</li> <li>・仮置場の土地造成に関する部分を除いた工事費</li> <li>・仮置場の維持管理等のために必要な経費 等</li> </ul>
4. 撤去した堆積物の運搬費	運搬作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土嚢、フレキシブルコンテナ等材料費</li> <li>・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納費</li> <li>・仮置場への運搬費</li> <li>・中間処理施設への運搬費</li> <li>・処分場への運搬費 等</li> </ul>
5. 中間処理費	中間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限必要となる範囲での中間処理に係る経費</li> <li>・中間処理先が求める安全管理のために必要な措置や、法令上必要となる措置で、中間処理施設への委託費として計上されない経費</li> </ul>
6. 最終処分費	最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去堆積物の処分における事業者への委託費</li> <li>・処分先が求める安全管理のために必要な措置や、法令上必要となる措置で、処分場への委託費として計上されない経費 等</li> </ul>
7. 関連諸経費	諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仮設費</li> <li>・現場管理費</li> </ul>

8. 事務費	事業計画策定・改定・実施等に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会などの講師、専門家等の招聘、任意機関の構成員に対する諸謝金 等</li> <li>・交通移動に係る運賃、日当および宿泊等の旅費</li> <li>・事業のために必要な印刷製本費、消耗品費、物品や機器の購入等に係る備品費（備品購入費に係るものを除く）、郵便や電話等の通信運搬費</li> <li>・事業のために必要な器具機械借料や損料、会場や物品等の使用料や損料、会議の際の茶菓子等に対する経費</li> <li>・事業のために必要な労務者に対する報酬・賃金 等</li> <li>・登記、調査、測量等の実施、手数料、保険料等の役務費</li> <li>・調査、測量の実施など業務の一部を委託する場合に発生する経費</li> <li>・事業のために必要な資材購入等に要する経費 等</li> </ul>
9. その他		経費区分1.～8.の他、必要な経費

- 1 撤去した堆積物のうち 8,000 ベクレル毎キログラム超のものについては、「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対処方針」（平成 28 年 9 月 30 日 復興庁・環境省）に基づき環境省の事業により行われる措置については、本事業の対象外とする。
- 2 区分経費「8. 事務費」については、経費区分 1～7、9 に係る交付金総額 × 10% を上限額とする。
- 3 区分経費「9. その他」については、その必要性について別途協議する。



(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付決定前着手承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業  
計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付申請書

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

注) 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の写しを添付すること。

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 事業の目的

2 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

4 実績報告については、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付要綱（復興庁）（以下「交付要綱」という。）第16条によるものとする。

5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。

6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。



(別記様式5 内容変更承認通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付決定内容変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

1 変更後交付決定額 \_\_\_\_\_ 千円  
既交付決定額 \_\_\_\_\_ 千円  
変更増減額 \_\_\_\_\_ 千円

- この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。
- 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

(別記様式6 申請取下書)

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取下げること

注) 交付申請書の写しを添付すること。



(別記様式8 事業遅延報告書)

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）事業遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	地区名	事業概要	工事着工 年 月 日	工事完了 予定年月日

※事業遅延の事由については、別紙（任意様式）に理由書として作成し添付すること。





(別記様式10 実績報告書)

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（道路等

側溝堆積物撤去・処理支援）の交付対象事業について、

完	了
廃	止
会計年度が終了	

したので、補助金等に

係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

(単位：円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

注) 交付対象事業が完了又は廃止した場合は様式Ⅰを、会計年度が終了した場合は様式Ⅱを添付すること。

〔様式 I〕

## 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実績報告 （A-1に関する事業）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：円）

事業名	地区名	事業概要	総事業費	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 （道路等側溝堆積物撤去・処理支援） 充 当 額	そ の 他	交付対象外経費
			(A=B+E)	(B=C+D)	(C)	(D)	(E)
小計（基幹事業）							
小計（効果促進事業等）							
合 計							

### 4. 交付金の実績

福島再生加速化交付金 （道路等側溝堆積物撤去・処理支援） 交 付 決 定 額	福島再生加速化交付金 （道路等側溝堆積物撤去・処理支援） 充 当 額 (H+I)	福島再生加速化交付金 （道路等側溝堆積物撤去・処理支援） 充 当 額 (C) の 合 計	事務費に係る充当額	不 用 額
(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

**【留意事項】**

- 「事業名」、「地区名」、「事業概要」欄については、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画と記載内容を同一にすること。
- 「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。
- 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 交付金充当事業については、事業の実施を証する書類(契約書の写しなど)及び事業の完了を証する書類(竣工検査調書の写し、支出命令書の写しなど)を提出すること。

[様式Ⅱ]

## 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）年度終了実績報告 （A-1に関する事業）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：円）

事業名	地区名	事業概要	交付対象事業費 (A)	福島再生加速化交付金 (道路等側溝堆積物撤去・処理支援) 充 当 額		事業完了日 予 定 年 月 日	完了・ 未完了 の別
				年度内充当額 (C)	翌年度繰越額 (D)		
				(B = C + D)	(C)	(D)	
小計（基幹事業）							
小計（効果促進事業等）							
合 計			0	0	0	0	

### 4. 交付金の充当状況等

福島再生加速化交付金 (道路等側溝堆積物撤去・処理支援) 交 付 決 定 額 (E)	年度内充当額 (G+H) の合計 (F)	年度内充当額 (C) の合計 (G)	事務費に係る年度内 充当額 (H)	翌年度繰越額 (J+K) の合計 (I)	翌年度繰越額 の合計 (D) (J)	事務費に係る翌年 度繰越額 (K)	当該年度不用額 (L)

**【留意事項】**

○「事業名」、「地区名」、「事業概要」欄については、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画と記載内容を同一にすること。

(別記様式 11 交付額確定通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式12 立入検査等職員身分証票)

表 面

9cm

←	→
↑	↓
第 号 年 月 日発行	官 職 氏 名 年 月 日生
6.5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23 cm 条第2項の規定による検査員の証	
年 月 日まで有効	
内閣総理大臣	

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別記様式 13 財産管理台帳)

取得財産等管理台帳 ( 年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付要綱（復興庁）第 24 条第 1 項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。  
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(別記様式 14 取得財産等管理明細表)

取得財産等管理明細表 ( 年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交付要綱（復興庁）第 24 条第 1 項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。  
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。